

## 広島地方裁判所委員会（第6回）議事概要

### 第1 開催日時

平成17年10月11日（火）午後3時00分～午後5時00分

### 第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

[委員] 岩倉委員，大迫唯志，小野増平，桑原悦子，下崎邦明，高橋正敏，  
竹内俊子，仲家暢彦，橋野俊子，松浦正博，松村誠，米家隆，渡辺  
由恵（五十音順，敬称略）

[事務担当者] 上田事務局長，藤井総務課長，池田総務課課長補佐，北村庶  
務第一係長

### 第4 議事（発言者：■委員長，●委員，▲事務担当者）

- 1 委員長開会あいさつ
- 2 各委員のあいさつ
- 3 委員長代理選任
- 4 アンケートの実施に関する報告
- 5 裁判員制度の説明及び質疑応答
- 6 裁判員制度の広報に関する意見交換  
事務局からの広報状況の報告
- 7 次回の意見交換のテーマについて  
「裁判員制度の広報活動について」
- 8 次回期日

平成18年2月14日午後1時30分から2時間の予定  
広島地方裁判所大会議室

(別紙)

### <委員長あいさつ>

■ 広島地方裁判所委員会委員長仲家でございます。この地方裁判所の所長をしています。皆様、大変お忙しい中をこの会にご出席をいただき本当にありがとうございます。ご承知のとおり地方裁判所委員会は、地方裁判所の運営に国民の意見、意思を反映させる趣旨の元に設立されたものでございます。平成15年8月1日に施行されまして、2年を経過したところです。地方裁判所の委員の任期が2年と定められております。相当数の方が交替を致しまして、新たに委員としておいでいただきました。この委員の交替につきましては、継続性ということが一つ、もう一つはできるだけ広く国民の方から委員になっていただいて、様々な意見をお寄せいただくという二つの要請がありまして、地方裁判所においても委員の交替についても議論がされました。やや新しい方が多いかなと思いますけども、従前から引き続きの方もいらっしゃいますので、その継承というものと、もう一つは新たな目でみていただいて様々な意見をお寄せいただくということでお願いしたいと考えます。

なによりも、皆様の意見、とりわけ法律家以外の方々、有識者の方々の意見でこの会は運営していきたいと思っています。専門知識はまったくありませんので、市民としての、あるいは様々なご経験を背景にしてのお気持ちなりご批判なりを当委員会にお寄せいただきまして、所期の目的が達せられますようどうぞよろしく願いいたします。

はなはだ簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

### <各委員あいさつ>

各委員あいさつ

### <委員長代理の選任>

■ 委員長代理については、裁判官委員が務めてきたが、今回退任となったので、新たに選任が必要である。これは地方裁判所委員会規則第6条

の3号により、「委員長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代行する」とあって、委員長代理には、前回と同じく裁判官委員を指名したいと考えるが、よろしいか。

委員了承

#### <アンケートの集計結果について>

■ アンケートに関する中間報告をさせていただく。前回の委員会において、市民から裁判所の利用に関する意見、目的地にすぐに行けるのかとか案内が分かりやすいのかとかといったことを裁判所を訪れる利用者から意見を伺うべきだとの委員会の決定に基づいて、7月1日からアンケートを実施中（本年末までの半年間）であり、その中間報告として7、8、9月分を事務局の方から報告させていただく。

▲ 今回のアンケートの報告は3ヶ月間のものとして、中間的にまとめたものであり、予定では年明け最初の委員会において、最終的な集計を報告し、その際にどういう形でこの発表をするのか、HPに掲載するのかとか、あるいは引き続きこのアンケートを実施するのかなどについて具体的に議論していただくこととなっている。

アンケートの結果については配布した資料のとおりであり、始めた当初の7月は回答数が83と相当数あったのだが、8月、9月とどんどん減っていったという状況にある。質問3については85パーセントの、その他の質問についても普通を含めたらだいたい8割くらいの回答が割と肯定的なものであった。

なお、今回のアンケート報告は中間的な報告のため、具体的な数字の分析まではしていない。

■ 本アンケートについては、年度末で締切り、その集計結果を委員に配布し、それを来年の最初の委員会において、今後どう活用するか等の議論をしていただく予定としている。

● 7月はアンケートの回答が多かったのだが、8月9月以降は少なくなっている。10月以降大丈夫なのか。何か理由があるのか。

▲ 簡易裁判所の窓口の横にもアンケート用紙を置いており、当初は簡易

裁判所職員のアンケートにご協力をお願いするアナウンス効果があったのだが、時間が経つにつれ、それが徹底されなくなり、アンケートが減ってきたようである。

- せっかくのアンケートであるし、もっと声かけをしてほしいと思うが、それはどうなのか。
- ▲ それは行うようにしたい。
- 弁護士会の方でも依頼者の方が結構いるので、そういう方に弁護士の方から協力依頼のような文書を配布してもよろしいか。
- それはいいと考える。
- 裁判所には月あたりどれくらいの人が来られているのか。
- ▲ 正確な数値のデータはない。
- 例えば、今回の委員会で言うと、開催場所は大会議室となっているが、案内文には、何棟の何階であるのかとか、今自分がどこにいるのかとかの工夫が必要と考える。例えば市や県であれば、一般市民や県議会議員など、自分がどこにいるのかということを常に問われる。この大会議室であれば何階の何棟というのが分かれば、案内がなくても大会議室へは行ける。予算がかなり伴うが、エレベーターや廊下にもそういった表示の工夫が必要と思う。
- そういったことについては、アンケート結果も踏まえながら、どういところが不十分なのか検討したいので、またそのときに今のようなご意見をぜひお願いしたい。
- アンケートは、置いてあるとなかなか分からないので、直接渡すようにすれば回収率も上がると考える。
- 先ほど事務局の方から話があったが、受付窓口で渡すことについては効果があったようである。ただ、それ以外で人員を配置して渡すということは、人員の関係でかなり難しい。
- 私はほとんど初めて裁判所に来たようなものであったが、たまたま受付の準備をしていたので、その方にここまで案内していただいた。普通はどこでもインフォメーションのようなどころがあるが、裁判所には、そういったところはないのか。

- 正面玄関から入って右側には守衛がおり，そこで案内を行っている。裁判所には出入口が8箇所あり，そこすべてに人を配置することはできない。
- 法廷傍聴者は，どれくらいの人がいるのか。
- ▲ 昨年は申込のあった団体傍聴者数がだいたい2500人くらいであったと思う。今年は現在のところ1200くらいの人に来られている。

### < 裁判員制度の説明 >

委員長及び弁護士委員が説明

### < 裁判員制度に関する質疑応答 >

- 私たちが普段暮らしている生活の中で，犯罪が発生するといろいろな感情論が起こる。そういったところの意見が裁判に反映されるのはとてもいいことだと思うのだが，突き詰めて考えると，人が人を裁くということで，その人の人生を抱え込んでしまう。例えば母親の立場から考えると，自分の子供と同年代の子供が犯罪を犯したとすると，その母親の心情を思い，自分がその母親の気持ちをずっと抱え込んでしまうことになる。先ほどの説明では，裁判員の名前は出さないということであるし，そういった情報を流したときには刑罰を受けるとのことだが，裁判のときには裁判員も顔を出すことになる。そのときには，関わりがなくてもいずれどこかで会うことがあるかも知れない。そういったときに，恨みを買うというか，人間の愛憎も抱え込んでしまう，その心の重み，どうしたらいいんだろうかと考える。その辺はどうなのか。
- 例えば今の裁判官が人を裁くという，判決を受けた方と私たちは接する立場にあるが，裁判官に対して恨みつらみを言う人はむしろ少ないように感じている。自分が思っていた判決と違っていても，裁判官に恨みを持つのではなくて，また別の，それは警察官であるという場合もあるかも知れないし，その前の事件関係者ということもあるのかも知れないが，裁いた人に恨みを持つ人は少ないように思う。ただ，それとは別に恨みを買うかも知れないという気持ちもおありだろうし，しかし，

司法を誰が支えるのかということに対する一つの責任なんだと思っていたただかないと解決しないのではないかと思う。日本の裁判官は優秀であり、アメリカのようにいろいろ問題があることはないと思うが、ただ感覚的に多数の人の経験則で裁かれていることの信頼というか、それが司法をより高いものとする事だとすれば、国民一人一人の責務として理解してもらわなければいけない部分であり、ある種の覚悟は皆さん持たねばいけないと考えている。

- 心配の点はよく分かるし、被告人や被害者の人生にかかわっていく事件も多い。恨みを買わないかという点だが、私の経験から、被告人と道で会ってどうのこうのということはない。法廷の中においては、検察官は被告人に不利なことを述べるが、裁判官や裁判員は中立の立場で、逆に法廷の中ではあまり目立たない。そういった場で、特定の裁判員が印象に残るなどということはない。裁判員の情報は表に出さないし、報道機関からの報道もそういった点はないようになっているから制度的に保障されている。

今の憲法であるが、国民主権で三権があるが、その淵源は国民としか言いようがない。今の制度では、立法府は国民の選挙によりその意思を反映するようになっているし、行政府については議院内閣制により、選挙で選ばれた国会議員の中から行政の長を選ぶということになっている。司法の場合は専門的判断をする人がいるということで、裁判官が行うということになっていて、裁判官は国民の意思を反映してその判断を示すということになっている。であるから、国民の意思を反映させるものとする制度を取り入れることは、今までやってきたことの延長線上にあるものと言ってもいいのではないかと思う。その一つの制度として裁判員制度が現れ、それなりの負担もあるが、日本の皆さんがその負担に耐えられないかという、私はそういうことはないと思う。日本は教育水準も非常に高く、皆さんがまじめに取り組んでいただければ、裁判官ともそれなりの議論はできる。検察官や弁護人が何の立証をしているのか、何を訴えかけているか、気づく心は皆さん持っていると思う。それを表に出していただければよい。

最近の例で言えば、危険運転致死傷などは立法を動かした。もともとは業務上過失傷害、過失致死で5年以下の懲役であったのだが、泥酔状態で車を運転して、沢山の人を死なせてしまった場合、これでいいのかということで、法律ができた。そういう気持ちはやはり国民は持っている。司法はこれでいいのかという気持ちは持っている。裁判員制度においては、個々の裁判においてもどうなのかという気持ちを素直に出してもらえればいいのではないかと思う。それにより、より国民の目線というか、それに近い判断が形成されていくのではないかと考える。

裁判員制度は初めてで、確かに国民の皆さんは不安であろうし、法曹関係者も自信満々というわけではないが、だからこそ一緒にやっぺいこうと言っているし、皆さんに期待するものを非常に大きい。せつかくできた制度であるし、いい制度になる契機である。諸外国でもそれぞれ法制度は異なるが、国民の考えが裁判官と協同で出せるという制度になっている。いい制度、いい法文化、そういったものを皆さんと作っぺいこうと考えている。

- 経験則、いわゆる私たちの日常の感覚を裁判に生かすことが裁判員制度の一つの目的であるとのことであるが、反面、経験則というものはよく誤るものである。裁判官は裁判員と裁判の中でどう関わりを持っていくのか伺いたい。
- どういう関わり方をするかは、いろんな経験則を持ち合っぺい話をする、裁判官もその一人なんだと思う。陪審員制度であれば、陪審員だけで話をし、有罪か無罪か決めることになるが、裁判官も陪審員の一人であるので、裁判官は説論というかきちんと法律の流れを全部説明し、解説し、陪審員の人分かるように行う。法律的な分析を行った上で、こういう点を議論してくださいと伝える。

日本の裁判員制度でも、いわゆる進行役というか法律的な解説などは裁判官が行い、あとは一人の人としての経験則を話し合っぺい、そのような形で評議が進んでいくと思う。経験則というのは誤りやすいものとは思っぺいうが、それは同じ比率で裁判官も誤ると思う。だからこそいろんな人の経験則を持ち寄っぺい話をする。それが裁判員制度の一番大切なところで

ある。

- アメリカのマイケルジャクソンの陪審員裁判についてだが、あの事件はものすごく子供に対する性的いたずらの嫌疑は大きかった。検事はかなりの証拠を出した。被害者の母親が、お金のために子供をそそのかせたのではないかという疑いの点で、陪審員はかなりの議論をした。結局、その疑いを検事が乗り越えられず、疑いが残った。そそのかした疑いを払拭できず、そういうことはありえるということで、無罪となった。

「疑わしきは被告人の利益に」という原則とともに、それは一つの経験則だと思う。議論していけば、やはり妥当なところには落ち着くのではないかと思う。だからお互いがそれぞれの経験則をぶつけ合えばよい。そうすればおかしいところは排除されていき、おのずと一つの結論にたどり着くと思う。

- 裁判員はアトランダムに選挙人名簿から選ぶということだが、年齢とか性別とかも考えられるのか。それともそれも全く考えないのか。
- 全くのアトランダムである。しかし手続的には、検察官と弁護人によるチェック機能が働くし、極端な考えを持っている人とか、予断を持っている人は外れていくことになる。
- 裁判官にはどのような役割を果たしてもらいたいとお考えか。
- 裁判官には、裁判員と一緒に議論する上でのリード役を果たしてもらいたいと考える。そうしてもらえると、私なども参加していいかなと思う。
- 多分、有罪か無罪かという形でいきなり議論することはないと思う。例えば、検察官の言い分と被告人の言い分がここで食い違っているとか、証人の証言が信用できるかできないかとか、こういう争いの点で、この点はどう思うかなどと、一つ一つの段階を経て、噛み砕いて議論していくことになると思う。そういう進行役を裁判官が行っていく。
- 合理的な疑いとか、きちんとした手続を踏んでいるのかという点は、一般市民には知識がない。「疑わしきは被告人の利益に」とか刑事裁判の一般的知識という点をまず理解してもらう必要があるのではないか。そういった情報提供とか、小学校、中学校、高等学校のときからの教育



も必要ではないか。

- アメリカの陪審員裁判で、オージェーシンプソンの事件があったが、この事件では、いわゆる弁護士のドリームチームを結成して、黒人差別問題に焦点をすり替えて裁判を行ったという批判もあった。この事件は、刑事事件において無罪、民事事件においては、殺人を行ったことによる損害賠償が認められ、判断が分かれた事案で、これはアメリカで取材をした弁護士が本に書いてあることだが、この刑事事件を担当した陪審員が言ったこととして、「それはあたりまえなんだ、民事であったらこれは損害賠償を認めていた、殺したんだと言う。なぜかと言うと、刑事の証拠、合理的な疑い、こんなこともあり得るのかなと考えられれば無罪とするということは自分は知っている。その点から証拠が足りない。民事事件として、どちらの主張が正しいかと問われれば、殺人の事実を認めていた。」と述べている。これはすごいことだと思うし、陪審制度の歴史というか、日ごろの教育もあったためだったと思う。司法教育ということは今後考えていかなければいけないことだと思う。
- 合理的な疑いというのは、言葉にしたらとっつきにくいですが、先ほどの陪審裁判でいうと、その陪審員のスケールというか、メジャーの中で検討されていく。言葉では説明しきれない。当該事件で議論されてそれぞれ出てくるものだと思う。
- この証拠が使えるのかどうかという法律的判断は裁判官が行う。証拠は前もって、公判前整理手続により法曹三者で整理を行う。
- 事前に証拠を整理するということが、そうすることによって市民が裁判員として参加する意義が軽くなってしまうのではないか。整理の仕方によって市民が誘導されてしまうのではないか。
- この公判前整理手続は新しい制度であるが、非常に責任が重たいと感じている。本当の意味で裁判員制度が機能できるような形、仕方を裁判官も弁護士も習得していかなければ、導入したものがあまり機能しなくなってしまうことにもなりかねない。しかし、裁判員制度を導入することで司法は変わろうとしている。一つは言葉使い、できるだけ日常の言葉でしゃべろうとか、ビジュアルなもので分かりやすく訴えていくとか、

そういうことを意識して、私たちも勉強していかなければいけないと考えているところである。

今の刑事裁判の中で、時間がかかったり、難しくしているのは、いわゆる自白調書を公判で覆すという作業、そういう場合があるが、その調書が信用できるものなのかどうかについての、非常に専門的というか細かな議論が延々と続くことがある。これは絶対に裁判員制度になじまないで、いわゆる取調べをしているところ、自白しているところをビデオで撮るとかして、本当に自白しているのかということについての争いを無くしていこう、という運動もしているところである。裁判員制度に向けて、法曹が準備をしなければいけないことも沢山ある。

- 裁判員を選ぶ時に、検察官や弁護人が理由を示さずに忌避できるとあるが、これは何人でもできるのか。裁判員になる権利があるのかどうかはよく分からないが、それを犯すことにはならないのか。
- 忌避できるのは4人までである。裁判員になる権利があるのかどうかは、義務ではあるが、権利侵害にはならないと思う。
- 裁判員制度では、裁判官と裁判員がいて、協議をして決まっていくことなのか、それとも裁判員は裁判官の補佐をしていくものなのか。
- 裁判官と裁判員は平等である。そして議論をしていき、最終的には多数決になる。
- 裁判の時間については、この制度が導入された結果どうなるのか。
- いまより格段に早くなると考える。相当数の事件が、数日で終わると思う。しかし、何年かかかる事件というものも残ると思う。
- 裁判員に選ばれた場合、拘束されるのはどれくらいになるのか。
- 目標としては数日である。起訴後に、裁判官、検察官、弁護人が打合せを行い、証拠を絞っていく。それによってどれくらいの時間がかかるか決まっていく。また、裁判員もその事件ごとに決まることになる。
- 根本的な問題について質問だが、裁判員制度の意義として、国民の司法に対する理解と信頼を深めると言われたが、これまで国が行ってきたことを考えてみると、本当にそうなのかと、怪しいと考えてしまう。どうして今になってこの制度が導入されるのか。法務省なのかそれとも日

弁連が仕組んだのか。根本的な問題として、なぜ裁判員制度が導入されようとしているのかについて疑問がある。

- 非常に難しい話ではあるが、法曹関係の方はいずれもいい制度であるし、国民の義務でもあると言っている。しかし、本質的な、人を裁きたくないとか人の人生に関わりたくないという重荷に対する答えには確かになっていない。これに対する説明は非常に難しいと思う。しかしそれを踏まえた上でも、国民の考えを司法に取り入れ、司法を開かれた場にしていこうとする今回の制度は、画期的な、新しい制度であると思っている。どこから出てきたのかという質問もあったが、今の日本の司法、裁判員が判断した場合と、裁判官が有罪にした場合とでは、かなり違うものとは思ふ。それでもなおかつそれを引き受けてやっていこう、やってみようというのは、この制度に大きな可能性があるからではないかと私自身は思っている。日本の民主主義をもっともっと深めていくためにも、役に立つ制度ではないかと思う。

- しかし、私の認識では、国民は裁判員制度を求めていると思うが。

- 裁判員制度一つを取り上げるのではなく、司法制度改革というものは一つの大きな流れとして進んでいる。その中の一つが裁判員制度である。どこで生まれた制度かという点、もともと弁護士会も陪審制度の導入を言っていたが、発端は司法制度改革の審議会であると思う。

開かれた司法というものは、法曹界が敷居を低くして開いていきますよということではなく、本来の意味は国民が司法を取り返すことだと思う。専門家のためではなく、国民のためにあるもの、それをきちんと取り戻して、自分たちが中に入っていくことで、国民の感覚、考えに合致した司法を作ろうと、それがあべきものだろうと考える。その一つの手法として、国民の司法参加として、裁判員制度が取り入れられたということであろう。誰かが仕組んだということではなく、そういう時代の流れの中で生まれてきたものである。

- 国民が裁判員になる、個々の教育効果にウエイトがあるのか、個々が一般的に裁判員になることで司法が一般的に開かれたものとなっていくことにウエイトがあるのか、どちらか。

- それはおそらく両輪なんだろうと思う。司法教育を推進していかなければならないし、実際の国民の意識もこれによって変わっていくだろうと思う。この制度の導入による司法界に与える影響というものは、おそらくみなさんが考えるより大きいと考えている。司法教育もあるし、国民の感覚を司法に取り入れる、参加していただいて妥当な結論を導いていくことができる、それら全てがこの制度の柱だと思う。
- 私が一番疑問に思うのは、現在の司法制度がどこかで行き詰まったり破綻したりして、国民の信頼を失わせたということがあるのか。
- 私は、このままだといずれ行き詰まると思っている。国民の信頼が失われていくと考える。なぜかといえば、制度が停滞することになるからである。
- 民事訴訟で、交通事故の損害賠償などでは、計算式みたいなものがあるって、それによって運用されている。神戸の大学の先生が訴訟において、弁護士に相談したところ、計算式に合わないものは無理ですと言われ、結局、個人訴訟を行い、若干計算式が変わったということがあった。そういうことからもある種の制度疲労はあると思う。
- 司法制度改革の中で、一つの大きい主体が司法であり、もう一つが国民であるが、その国民のニーズがまったく見えてこない。私個人としてもあまりニーズを感じられない。いろいろ意見を聞いても、どうしてそこに国民が関与しなければいけないのか。裁判員制度の導入で裁判が早くなると言われているが、だったら、国民が関与しなくても法曹三者の意見をすり合わせることで、今の制度の中でも可能なのではないか。
- 法律に携わらない者として述べるが、国民のニーズが分からないということについては、裁判員制度は大きな変化として理解できる気がする。裁判官のジャッジというものが価値観の多様化とかいろんな事象というか、多岐にわたる事象、案件が増えてきているので、もっと沢山の人たちとそういう解釈を共有して判断をしようということについて、これは十分に国民のニーズもあるように感じる。
- 時間の関係から、質疑応答については以上とさせていただきます、委員からあった裁判員制度導入に関する根源的意見・質問は継続させていただきます

きたい。

### < 裁判員制度広報に関する報告 >

- ▲ 資料に基づいて説明

### < その他 >

- 次回以降のテーマについてであるが、まず、裁判員制度の根源的問題に関する点は継続的に意見交換を行っていききたい。

そして、裁判員制度は導入されることを前提として、今後いかに国民に理解してもらうためにどのような広報活動が有効であるのか。まず1番目に広報の対象、学校関係、医療関係、官公庁関係といった団体にどうアプローチしていけばよいのか。2番目に地域的な偏在をどうするのか。まだまだごくごく限られた地域でしか行っていない、これをどうやったら広島県全域に広げられるのか。3番目に個々の広報企画についてどうやって人に集まってもらうか。4番目として、やはりなんといっても報道の持つ価値、どうやったら報道する価値が上がるのか、どうやったら取り上げてもらえるのか。これらの点でお知恵を拝借したい。

アンケート集計結果については、次回に報告させていただく。

このような形で今後の委員会を進めさせていただきたいが、よろしいか。

委員了承

- 次回期日については、平成17年度は2月、6月、10月と開催させていただいたがこれによると、次回は2月ころということになるが、それでよろしいか。

委員了承

- 次回、本委員会は、委員の意見を聞いた上で、平成18年2月14日（火）午後1時30分から午後3時30分、場所は大会議室とする。

（以上）